

こ発第 1445 号
令和 3 年 3 月 30 日

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

福岡市こども未来局こども発達支援課
(事業所指定・指導係)

令和 3 年度報酬改定における放課後等デイサービスの個別サポート加算(I)の創設に
伴う対応について(依頼)

日ごろより本市障がい児福祉の推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

令和 3 年度の報酬改定において現在の事業所ごとの区分1・2の報酬体系を廃止し、共通的な基本報酬を土台に、ケアニーズの高い障がい児を受け入れた際の加算(個別サポート加算(I))が創設されます。なお、放課後等デイサービスについて、既に受給者証をお持ちの児童については、受給者証の差替えは行いません。つきましては、下記のとおり現在お持ちの受給者証を読み替えていただきますようお願いいたします。

業務ご多忙の折、申し訳ございませんが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 対象児童の確認について

・令和3年4月1日時点において既に支給決定を受けている場合

→次回、受給者証更新時の調査の結果、個別サポート加算(I)に該当する児童については、受給者証の給付決定内容に記載します。受給者証更新までは、現在受給者証に記載の「指標該当の有無」により確認をお願いします。

既にお持ちの受給者証の記載	読み替え後の内容
指標該当	個別サポート加算(I)
指標非該当	—

・令和3年4月1日以降に支給決定を受ける場合

→受給者証給付決定内容欄に加算名称が記載されますので、ご確認ください。

2. 保護者への周知について

個別サポート加算(I)の算定にあたって、利用者負担が増える場合があることから、各放課後等デイサービス事業所におかれましては、令和 3 年 4 月 16 日までに現在契約している指標該当児の保護者に対して、「個別サポート加算(I)の創設について」(別紙1 参照)を配布していただき、個別サポート加算(I)の内容及び令和 3 年 4 月サービス提供分からの報酬算定に関して確実に周知していただくようお願いいたします。

3. 請求事務について

・令和3年4月1日以降のサービス提供分より、「個別サポート加算(Ⅰ)」(=旧指標該当児)を決定された児童について、個別サポート加算(Ⅰ)を算定できません。

サービスコードについては、国保連合会から提供されたサービスコード表を確認の上、該当コードを入力のうえご請求ください。

4. 留意事項

現在の、受け入れる指標該当児の割合に応じて事業所を区分1・区分2に分ける報酬体系は廃止となるため、令和3年4月1日以降、報酬算定区分に関する届出は不要です。

また、個別サポート加算(Ⅰ)についても、児童1人1人の受給者証の決定内容を基に請求を行うため、加算を算定するにあたって、当課に届出を求めものではありませんので、ご注意ください。

(考え方)

現行	報酬算定区分2の1の事業所であれば、当該事業所に通所する児童については、指標該当児も指標非該当児も全員、区分2の1の基本報酬単価で請求。
改定後	共通の基本報酬単価を算定し、個別サポート加算(Ⅰ)の対象児については、別途個別サポート加算(Ⅰ)の算定を行う。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市子ども未来局 子ども部 子ども発達支援課 事業所指定・指導係
担当 (本加算に関する内容) 坂田、長谷川、立花

(請求に関する内容) 北川

(TEL) 092-711-4178 (FAX) 092-733-5534

事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp